

働き方改革

教職員の心身の健康の維持と教職人生の充実

教育の質の維持・向上

教職の魅力向上による人材確保

誰もが通いたくなる
魅力ある学校づくり

全ての子どもたちへの
よりよい教育の実現

目標 月当たりの時間外在校等時間が**45時間以内**となっている教員の割合を**100%**にする。

重点取組

目指す子どもの姿の実現に向けて、**真に必要な教育活動に精選し、保護者や地域関係者等の理解**を得ながら、各教育委員会、各学校が**自分事**として以下の取組を進める。

意識改革

教育委員会

- ・ 在校等時間の把握・公表・指導
- ・ 総合教育会議での業務量管理等に関する計画・実施状況の議題化
- ・ 管理職のマネジメント力向上を目指した研修の実施

学

- ・ 熟議等を通じた校内での働き方改革の目的及び取組の共有
- ・ 学校運営協議会等での働き方改革の議題化とその内容の保護者・地域等との共有

業務等の見直し

教育委員会

- ・ 事業・研修のスクラップ&ビルド
- ・ 小学校専科加配教員等の配置

教育委員会
学 校

- ・ 原則勤務時間内での外部対応（緊急時を除く）

学 校

- ・ 登下校時刻の見直し
- ・ 学校行事等の精選・重点化・省力化
- ・ 学習指導要領に基づく授業時数や内容等の見直し

部活動指導に関わる負担の軽減

教育委員会

- ・ 学校と連携した部活動の地域連携・展開の推進

教育委員会
学 校

- ・ ガイドライン等を遵守した部活動実施の徹底

学 校

- ・ 学校規模、顧問の配置状況等を踏まえた部活動数の適正化
- ・ 部活動指導員による単独指導・引率
- ・ 複数顧問による交代での指導・引率

校務DXの推進

教育委員会

- ・ 校務DXに向けた環境整備
- ・ 校務系・学習系ネットワーク統合及び次世代の校務システム導入に向けた研究

教育委員会
学 校

- ・ 目的に応じた研修・会議の開催方法の工夫
- ・ クラウドを活用した教材等の共有

学 校

- ・ 保護者連絡等のデジタル活用

外部人材の活用

教育委員会

- ・ 施設管理業務の外部委託等
- ・ 支援スタッフの配置
- ・ 法務相談体制の整備

教育委員会
学 校

- ・ 保護者・地域向けの情報発信・理解促進の働きかけ

学 校

- ・ 支援スタッフ・地域学校協働活動推進員との効果的な連携（業務分担）

岡山県立学校の教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育委員会及び校長は、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 1 1箇月につき45時間
- 2 1年につき360時間

（岡山県教育委員会規則「岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」抜粋）

学校現場の現状

R 6 勤務実態調査から
（教諭等※ 平均/月）

月当たりの時間外在校等
時間45時間超の割合

小:約41% 中:約41%
高:約52% 特:約7%

6月の時間外在校等時間

小:約41h 中:約44h
高:約50h 特:約24h

月80時間を超える教員の割合

小:約2% 中:約6%
高:約15% 特: 0%

※主幹教諭、指導教諭、教諭、
養護教諭

できるだけ
早期に
目標達成

月当たりの時間外
在校等時間の平均
30時間
（年間360時間）

月80時間を超える
教員の数 **ゼロ**



令和7～10年度 学校における働き方改革重点取組についての補足資料

用語等についての考え方等

- 月当たりの時間外在校等時間が45時間以内となっている教員
どの月においても、時間外在校等時間が45時間以内となっている教員をいう。
- 教員
本重点取組では、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、講師※、養護助教諭※、臨時の実習助手※、臨時の寄宿舎指導員※をいう。ただし、※はフルタイムの者に限る。
- 在校等時間
校内に在校している時間及び校外での勤務の時間を外形的に把握した上で合算し、そこから休憩時間及び業務外の時間を除いたもの。
令和6年9月30日付け、文科初第1293号通知において、「全ての教育委員会において学校における働き方改革の実効性を向上させる観点から、業務量の現状や取組状況を把握し、公表するとともに、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐために、業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施するといったPDCAサイクルの構築が不可欠であること。」と示されている。
- 時間外在校等時間
在校等時間から正規の勤務時間を引いたもの。
- 業務量管理等に関する計画
教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画のこと。令和7年2月7日に閣議決定された、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」では、教育委員会に対して作成等を義務付けることが示されている。
法律の改正後、計画に記載する内容等を整理した様式等が示される見込みであるが、令和7年4月1日時点では未定。
- 熟議
十分に議論を尽くすこと。
- 部活動の地域連携・展開
地域連携とは、学校部活動において部活動指導員等外部指導員を活用することや複数の学校において合同で活動すること。
地域展開とは、学校部活動から地域クラブ活動へ転換していくこと。
- 校務DXに向けた環境整備
保護者連絡システムや自動採点システムの導入、教職員への校務用個人メールアドレスの付与等を想定している。
- クラウド等を活用した教材等の共有
クラウドツール等を活用し、校内及び自治体内の学校間で教材等の共有・共用を行うことを想定している。
- 施設管理業務
学校プールの管理業務を含めた施設等の清掃・修繕、草刈りやグラウンド整備などの環境整備等を想定している。
- 支援スタッフ
教師業務アシスタント、部活動指導員、ICT支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を想定している。
- 業務分担
学校・教師が担う業務に係る3分類を踏まえ、学校や教師が担っていた業務を地域や支援スタッフと分担し協働すること。